

建設局直営作業等安全対策委員会表彰実施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設局直営作業等安全対策委員会（以下「委員会」という。）において、委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に定める「再発防止対策」において、建設局直営作業等における安全意識の向上及び事故防止の推進を目的として、一定期間無事故であった所属及び安全意識の向上に資する取組において功績のあった所属への表彰に係る審議、決定をするため、表彰制度について定めるものである。

(表彰の単位)

第2条 表彰は、事業所もしくは課単位とする。

(表彰の事由及び選定)

第3条 表彰は次のいずれかに該当する所属に対し行う。

- (1) 直営作業中の事故及び保有車両においていずれも無事故であった所属
- (2) 安全意識の向上に資する取組において特に功績があったとして委員長が認める所属
- 2 前項第1号については、要綱第6条第1項に定める各部会よりそれぞれ報告を受け委員会において審議を行った事故及び要綱第6条第2項に定める別表2の事故がない所属を対象とする。ただし、本市に過失のない事故は除くものとする。
- 3 第1項第2号については、委員会の委員長により決定する。なお、報告に係る様式は別紙のとおりとする。

(表彰の対象期間)

第4条 表彰選定に係る対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状の授与により行う。

(その他)

第6条 その他本要領に定めのない事項は、委員会の委員長が定める。

附則

この実施要領は、令和7年9月1日から施行する。

安全意識の向上に資する取組報告書

建設局直當作業等安全対策委員会
委員長 あて

所属名()
所属長()

取組概要(簡潔にご記入ください。)

取組内容(目的、実施内容、工夫した点、現場での反応や成果等、具体的にご記入ください。)

※取組写真、関係資料等あれば添付してください。